

危険な盛土に対する規制の開始について

(令和7年2月1日更新)

県は、危険な盛土等を規制するため、令和7年4月1日より県内全域を「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称:「盛土規制法」)に基づく規制区域に指定します。そのため、区域指定後に一定規模以上の盛土や切土、また一時的な土石(砂)の堆積を行う場合も規制対象となりますので、事前に許可又は届出が必要となります。

詳細につきましては、岐阜県都市建築部建築指導課までお問い合わせください。

(お問い合わせ)

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号

岐阜県都市建築部 建築指導課

TEL:058-272-8631

HP:<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/359943.html>

神戸町役場 建設課

電話:0584-27-0177